

平成28年度

市・道民税納税通知書を送付します！

市・道民税が課税される方に対し、納税通知書を送付します。通知書には、前年中の所得や、それを基にした市・道民税の金額が記載されています。

1 ページ

平成28年度 市民税・道民税 納税通知書

振替納付の方の口座情報が記載されています。

平成28年4月1日で65歳以上の方が対象となる、公的年金から天引きされる税額と徴収月が記載されています。

年金特別徴収	4月	6月	8月	10月	12月	2月
特別徴収税額	円	円	円	円	円	円

納付書または口座振替で納めていただく税額と納期限が記載されています。

2 ページ

税額変更理由

仮特別徴収税額とは翌年度も公的年金から特別徴収継続される方の平成29年度の市・道民税として平成28年度の年税額の2分の1に相当する税額を、4月・6月・8月の3回に分けて徴収することです。

徴収月	特別徴収税額	徴収月	特別徴収税額	徴収月	仮特別徴収税額
平成28年4月	円	平成28年10月	円	平成29年4月	円
平成28年6月	円	平成28年12月	円	平成29年6月	円
平成28年8月	円	平成29年2月	円		

※公的年金からの特別徴収(天引き)を開始される年度は、年税額の半分を納付書または口座振替で6月、8月に納めていただき、残りの半分を10月、12月、2月の年金受給時に3回に分けて特別徴収されます。

本市において、課税される方の平成28年度市・道民税納税通知書は6月9日(木)から送付します。市・道民税がかからない(木)から送付します。

また、納税通知書には税額と納期限のほかに、公的年金からの特別徴収(天引き)等についても記載されています。

問い合わせ

市税務課市民税グループ
☎23・6392

詳細は、左のイメージ図をご覧ください。

納期を守りましょう！

納入には期限があります。納期内に金融機関、コンビニエンスストア、市役所、各支所でお支払ください。口座振替による納税は、納め忘れがなく、各納期毎に直接金融機関に出向く必要もなくなるので便利です。ぜひ、ご利用ください。

平成28年度 文化・スポーツ奨励賞 推薦の募集

市では、11月3日の文化の日、文化・スポーツに

関して、振興発展に尽力された方々を対象に表彰を行います。皆さんの周りで、文化・スポーツ活動で活躍されている方を推薦いただき、その中から選考します。

あつた方
・全国、全道規模の競技大会において優秀な記録、成績を収めた方
・スポーツの指導者として特に功労があつた方

推薦書の提出について

提出方法/推薦書に必要事項を記入し市教育委員会まで提出してください。

推薦書配布場所

市役所受付、市社会教育課、教育総務課、総合文化センター、北方記念

館、総合体育館、市体育館、緑体育館、温水プール水夢館、大沼球場、ノシャップ公園パークゴルフ場、こまどりパークゴルフ場

提出先及び問い合わせ

7月15日(金)
市教育総務課文化振興グループ
☎23・6056

市社会教育課スポーツ推進グループ
☎23・6521

～事故が起こる前に～ 空家の適正管理を！

近年、全国的に適正管理されていない空家等が防火・衛生・景観等で、地域の皆さんの生活環境に深刻な影響を及ぼしています。本市においても、空家等が放置され管理不全な状態となっていることで、市民・地域の安全が脅かされる事案が発生したり、地域からの苦情が寄せられたりしています。市では平成27年4月に条例(市内市空家等の適正管理に関する条例)を制定し、空家等の所有者等に適正管理についての指導等を行っています。

■空家の適正管理は所有者の責任です

自分が所有している空家等を定期的に点検し、管理できない場合は業者に委託するなど、所有者の責務を果たすよう努めてください。空家等からの落下物や飛散物で近隣住宅や通行人に被害が出た場合は所有者の管理責任が問われます。

■相続放棄していても管理責任があります

民法では、空家等の相続放棄をしても、次の相続人が決まるまでは一番最後に相続放棄した人に管理責任があるとうたわれています。次の相続人が決まるまでは、適正管理に努めてください。



★事故が起こる前に、早めの対応を！

- 建築の専門家に相談して、修理・改修をしましょう。
- 老朽化の著しい建物については専門家や解体業者に相談し、解体処分を検討しましょう。
- 土地・建物の売却をお考えの際は、不動産業者に相談しましょう。

問い合わせ/市都市整備課建築指導グループ ☎23 - 6466